平成２９年（フ）第１２３号
鹿児島県姶良市平松4381番地５
債務者　前田　拓己
１　決定年月日時　平成30年１月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第１２４号
鹿児島県姶良市平松4381番地５
債務者　前田　理恵（旧姓福元）
１　決定年月日時　平成30年１月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第９６号
鹿児島県出水市野田町下名5602番地２
債務者　上畠　和子
１　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成３０年（フ）第１号
鹿児島県阿久根市赤瀬川955番地１　市営下木場住宅12号
債務者　延時　　晃
１　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成３０年（フ）第２号
鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地744番地１　町営ウッドタウン宮之城１号
債務者　瀬戸西正明
１　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成３０年（フ）第３号
鹿児島県薩摩川内市御陵下町6379番地１　２
債務者　川路　フキ
１　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成３０年（フ）第４号
鹿児島県薩摩川内市御陵下町6379番地１　２
債務者　川路真澄美
１　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成３０年（フ）第５号
鹿児島県薩摩川内市白浜町640番地２
債務者　藏元　博子
１　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第１３３号
福島県本宮市本宮字兼谷平136番地１　兼谷平市営住宅54―10号
債務者　森田　浩樹
１　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第２号
福島県郡山市緑ケ丘東７丁目13番地の12
債務者　杉原五輪男
１　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第２６５号
神戸市西区池上２丁目18番地の３　サンヒルズ・ラフォーレⅠ　105号、前住所神戸市西区池上１丁目12番地の１　Ｂ―906号
債務者　角野　知昭
１　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２７５号
兵庫県明石市西明石南町１丁目５番５号　川本ビル201号
債務者　石谷佳代子
１　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２７７号
神戸市西区玉津町新方551番地　グループホーム華、前住所神戸市西区王塚台２丁目77番地　市営王塚住宅６号棟404号
債務者　濱田　哲生
１　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２７９号
神戸市西区伊川谷町有瀬502番地の４　１―204号
債務者　小藪　久子
１　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２８０号
兵庫県明石市大観町６番５号　ラポール大観101号
債務者　横田　知巳
１　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第２号
兵庫県淡路市中田471番地、住民票上の住所兵庫県淡路市志筑1525番地２
債務者　安居　浩輝
１　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２９年（フ）第２３１号
神奈川県横須賀市本町３丁目11番地　今井ビル２Ｆ
債務者　山田　一夫
１　決定年月日時　平成30年１月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部